

認定経営革新等支援機関のご案内

税理士法人 仲田パートナーズ会計
代表社員 仲田敏捷

I 概要

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、H24年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、**中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設**されました。

認定制度は、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上にある支援機関（金融機関・税理士・公認会計士・弁護士等）を、国が経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。

経営革新等支援機関とは

経営革新等支援機関
中小企業が安心して経営相談等が受けられるために、専門的知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定することで、**公的な支援機関として位置付け**られています。

多岐多様な専門家を認定
金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等を認定、中小企業に対して**チームとして専門性の高い支援事業**を行います。

経営革新等支援機関の支援を受ける効果

中小企業者
「新商品の開発」、「新たな生産、販売方式の導入」
「新サービスの提供」、「資金調達」等

事業計画を策定したい

【経営革新等支援機関】
・財務内容等その他経営状況の分析、現状把握、経営課題の抽出、計画策定に向けた助言。
・事業の実施に必要な指導・助言

経営革新等支援機関が策定支援した事業計画

経営状況が明確化
自社の目標とその目標までの過程が明確化し、社員の意識が向上

新たな商品開発、サービス提供の進捗が立てられた

金融機関からの信用度が上がり、資金調達が受けやすくなった

事業の成果・波及効果
売上の増加、販売形態の多様化、販路拡大、海外展開、ブランド価値の向上、高付加価値品化、対外的信用が増すことによる新たな取引先の増加 等

こんな悩みを抱えている方、ご相談下さい!

- 1 自社の経営を「見える化」したい**
企業に密着した、きめ細かな経営相談から、財務状況、財務内容、経営状況に関する調査・分析を行います。
- 2 事業計画を作りたい**
経営状況の分析から、事業計画等の策定・実行支援を行います。また、進捗よく状況の管理、フォローアップを行い、中小企業の経営支援の充実を行います。
- 3 取引先を増やしたい
販売を拡大したい**
経営革新等支援機関のネットワークを活用して、新たな取引先の増加や販売の拡大に向けてお手伝いします。
- 4 専門的課題を解決したい**
海外展開を考えている、知財管理が不安…、専門的な知識が必要な場合には、**最適な専門家を派遣し、経営革新等支援機関と一体となって支援**します。
※(独)中小企業基盤整備機構から派遣されます。
- 5 金融機関と良好な関係を作りたい**
計算書類の信頼性を向上させ、資金調達力の強化に繋がります。

信用保証協会の保証料が減額されます
経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の実行と進捗よくの報告を行うことを前提に、信用保証協会の保証料が減額(▲0.2%)されます。

経営革新等支援機関への手数料

経営革新等支援機関の行う支援業務の手数料は、経営革新等支援機関と調整していただきます。

II 支援を受けるメリット

1. 優遇税制（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）

青色申告書を提出する中小企業等(卸売業、小売業、サービス業、農林水産業)で認定経営革新等支援機関などから経営改善に関する指導及び助言を受けたものが、その指導及び助言を受けて、次のものを取得した場合に、**少額の設備投資でも特別償却 30%または、税額控除 7%**の適用が可能です。(税額控除は資本金 3000 万円以下)

建物附属設備 60 万円以上

器具及び備品 30 万円以上

※適用期間は平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までです。

2. 経営力強化保証

中小企業者が認定経営革新等支援機関の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に**信用保証料を減免（概ね▲ 0.2%）**し、金融面だけではなく、経営の状態を改善する取り組みを強力にサポートします。

<保証料軽減額の計算例>

借入金 3,000 万円

返済期間 6 年

$30,000,000 \times 0.55 \times 0.2\% \times 72/12 = 198,000$

3. 商業ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金

ものづくり中小企業・小規模事業者で、「中小ものづくり高度化法」22 分野の技術を活用し、競争力強化を行う事業に対する補助金です。当補助金の公募については、認定経営革新等支援機関に事業計画の実効性が確認されている必要があります。原材料費、設備導入費、試作開発費等に使用することができ、**最大で 1,500 万円の投資に対して 1,000 万円の補助（補助率：2/3）**を受けることができます。

4. 創業促進補助金（地域需要創造型等起業・創業促進補助金）

創業促進補助金は、女性や若者の地域での起業や後継者の新分野への挑戦を応援する補助金です。補助対象者は①地域の需要や雇用を支える事業を興す起業・創業（地域需要創造型起業・創業）を行う者、②既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者において後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに業態転換や新事業・新分野に進出する（第二創業）を行う者、③海外市場の獲得を念頭とした事業を興す起業・創業（海外需要獲得型起業・創業）を行う者です。認定支援機関に、事業計画の実効性等が確認されている必要があります。

	補助率	補助上限
地域需要創造型起業・創業	2/3	200万
第二創業	2/3	500万
海外需要獲得型起業・創業	2/3	700万